

# 令和5年度第2回社会福祉施設物価高騰対策支援事業（障害追加分）給付金交付要綱

令和6年3月25日障事第2274号

## （交付の目的）

第1条 障害福祉サービス施設（訪問系事業所）に対し、社会福祉施設物価高騰対策支援事業（障害分）給付金（以下「給付金という。」）を交付することにより、燃料費の高騰による施設等の経営への影響を緩和し、もって当該施設を利用する障害児者の生活環境を維持することを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

（1）障害福祉サービス施設（訪問系事業所）県内に所在する次のいずれかの施設

- ア 居宅介護 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）で規定する居宅介護
- イ 重度訪問介護 障害者総合支援法で規定する重度訪問介護
- ウ 同行援護 障害者総合支援法で規定する同行援護
- エ 行動援護 障害者総合支援法で規定する行動援護

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は障害者総合支援法の例による。

## （交付の対象）

第3条 この給付金は、令和6年3月1日時点において指定を受けている障害福祉サービス施設（訪問系事業所）を対象とする。ただし、同時点において休止している施設は除く。

2 前項の規定にかかわらず交付を受けようとする事業を行う者（法人その他団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業者は、交付の対象とならない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2）次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りなが

ら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(給付金の算定方法)

第4条 この給付金の算出は、1施設につき2万円とする。

(申請手続等)

第5条 障害福祉サービス施設（訪問系事業所）を運営する法人（以下「事業者」という。）は、給付金の交付を申請しようとするときは、令和5年度第2回社会福祉施設物価高騰対策支援事業（障害追加分）交付申請書兼請求書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）及び役員等名簿（様式第3号）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。なお、複数の障害福祉サービス施設（訪問系事業所）を運営する事業者にあつては、様式第1号に内訳書（別紙様式1-2）を添付するものとする。

(交付決定までの標準的期間等)

第6条 知事は、第5条に定める申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定を行うものとし、申請者に対して給付金を交付する。

(決定の取消等)

第7条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、給付金の当該取消に係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 事業者は、第1項の規定により給付金の交付の決定が取り消された場合において、給付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。

5 事業者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納

付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。
- 7 知事が第6条の規定による交付の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、千葉県が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 本事業の給付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(事業概要に関する周知等)

第9条 知事は、事業実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により事業者への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、事業者から知事が別に定める日までに第5条の規定による申請が行われなかった場合は、給付金を受けることを辞退したものとみなす。

(その他)

第11条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。